

第 22 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 12 月 4 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場佐賀庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (13 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
5 番 濱口佳史、6 番 山中讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 9 番 松本昌子、
【推進委員】 (1 人) 3 番 平野幸敏
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)
議案第 2 号 形状変更に関する届出の報告 (1 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 予定のみなさんがおそろいのごさいますて、早速始めたいと思ひますが。

また、12月に入つて急に寒さが増してきたよな気もします。また、高知県内でもコロナウイルスが、昨日は15人と大変多くなりまして危険な状況となつたよなごさいますて、幸いにも幡多の方にはまだ来てないよなごさいますて須崎管内まで来ているよなことで、十分に皆さん気を付けて行動していただけたらと思ひます。それでは早速、12月の定例会を始めたいと思ひます。

それで今日の欠席者、松本委員と平野委員が欠席よなことでごさいますて、会の方は成立をしております。

それで、議事録の署名人を藤原委員と濱口委員にお願いしたいと思ひます。

それでは早速、定例会を始めたいと思ひます。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につままして2件出ております。

1件目より、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法の第3条の規定による許可申請が今回2件出てきております。

まず1件目、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につまましては、黒潮町黒ノ川字大ツエ603番9、田155平米。同じく、字大ツエ603番11、田82平米。同じく、字大ツエ603番13、田1,553平米。同じく、字大ツエ603番15、田89平米。

理由としましては、所有権移転・売買により許可あり次第、所有権の移転よなことになっております。

資料は2ページ以降をご覧ください。

2ページに航空写真で位置図を落としております。場所は、以前形状変更で今年度の夏ぐらひに出てきた所と全く同じ場所になります。

3ページが住宅地図になります。黒ノ川から中ノ川の方面へ入っていく途中の農地となります。

4ページが詳細図となります。

5ページが公図となりまして、6ページが現況の写真となります。4筆、筆が並んでおりますが、今回現況の写真で赤で囲っている所にバックホーの重機が写っていると思ひます。以前、形状変更で田んぼの方をかさ上げをしてよなことで、現在、〇〇〇〇さんが土を徐々に現場に入れております。

最後に7ページになります。

譲受人、調査書の報告をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

上から順に説明します。

第2項第1号の全部効率の利用につまましては、譲受人の農地は全て耕作されて

おり、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としては、ご本人。

所有機械としては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、防除機1台、脱穀機が1台となっております。

続いて、第2項第2号につきましては、こちらは譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項の第3号の信託につきましては、今回は信託ではないので適用はありません。

続いて、第2項第4号の農作業の常時従事として、譲受人は農作業を行う必要がある日数については年間250日以上に従事日数があるということで、町の年間従事日数を割ることはございません。

続いて、第2項の第5号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めまして5,109平米、51.09aということで、下限面積は割りません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であることから、転貸には該当はしません。

最後に、第2項第7号の地域調和につきましては、所有権移転後は季節野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないものと考えられます。

こちらにつきましては農用地の区域につきましては区域外、利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さんの方で補足説明があれば、お願いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と確認に行き、今後どのように利用するのかということを確認に行っていました。

事務所へ行って、前回のときにかき上げをした〇〇〇〇さんに行ってその話を聞いてきました。

それで昨日、6ページに写真がありますが、前回の会の際の2m50ぐらい上へ上げて、ちょっとユンボの後ろぐらいまでは広げてます。けれども、もうそれ以上は上に上げんと。ここに書いちゃうとおり畑としてのあれです。

ほんで、倉庫を建てたり車を置いたりするような所にはせんということで、道の高さまでは上げんということでした。

ほんで、もし3年3作は大丈夫か聞いたら、それも十分分かってますということで

したので、畑としての利用を考えてるということでしたので、それだったら良かったということで、そういう話でした。

そのときは現場に行かずに、2日ぐらい前に荷稻の川の砂利を、土砂のたまったのをのけて〇〇〇〇がやっていますので、その土砂を持って行って今埋め立てをしようということです。その土砂の中にも、砂利ばかりじゃなしに土地が混じっちゃうけん、畑の形はできるがじゃないろうかと思います。

以上です。

議 長 今、詳しい説明は〇〇さんからありましたが、この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

畑として利用するということですけど、それはもう間違いなくそうながやろうか？

その3条の場合3年3作ということで、畑として利用してくれるということながやけん、間違いなく利用してくれば問題ないことやと思うがやけん、そこらあたりは大丈夫やろうか？

〇〇委員 大丈夫ということですけど、注視しちょかないかんと思う。

議 長 そこらあたり、担当の方で注視しちよってください。

〇〇委員 ちょっと下の方まで行ったら、計画としては土砂を入れて馴らして、4mぐらいの高さが道までであるというのは、本当に倉庫を建てて利用したいというのはそればあ埋め上げんと、あそこの利用はできんと思うがよ。ふとい車はそこに入らんけん。それで埋め立てて、業者さんじゃきいろいろ土砂も出るけん、そんなときも置き場としても利用してから畑みたいにするかじゃないろうかと思うたけど。なかなかこれを全部埋めるいうたら相当土砂が入ると思うがよ。そんな形を取るのがじゃないろうかと思う。注意はしちょかないかん。

議 長 何か、この件につきましてありませんかね。

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、よろしいですかね？

(異議なし)

それでは、この3条許可申請の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

3条許可申請1番につきましては承認をされました。

それでは、形状変更の方を一括ということにさせていただきます。

が、異議ありませんかね？

(異議なし)

ないようでしたら、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の1ページをご覧ください。

議案第1号の農地法第3条の2件目と、および次の、続きまして議案第2号の形状変更届が同じ所の場所になりますので、もう2件同時に決裁をいただきたいと思えます。まず、3条の方から説明をさせていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町加持川字カシ山口12番、田1,051平米。同じく、字カシ山口13番、畑85平米。同じく、字カシ山口15番、田1,404平米。

3条での理由としましては、所有権移転・売買にて許可あり次第、所有権を移転するという事になっております。

続いて、議案第2条の形状変更届、報告事項として1件引き続き、届出人の住所および氏名につきましては、先ほど譲受人の〇〇〇〇さんの同じままです。

届出地につきましても、同じ3筆となります。

届出の理由としましては、もともと山林化していた農地をかき上げをして、柑橘類を植えたいということで、畑として利用したいということで出てきております。

資料は8ページ以降をご覧ください。

3条許可申請および形状変更の位置図となっております。

場所は、以前にも何度かこの辺り出てきておりますが、もともともうほぼ山林化した所を今回、3条で農地を売買で取得をされるということになっております。

もともと山林の現況だった所なんですけれども、当初事務局の方にご相談がありまして非農地でということでお話があったんですが、こちらが今回の申請地の場所が農用地区域に入っておる所の筆が今回ありまして非農地証明が出せないということで、3条での山林化した山を切り開いて、今、畑の状態にして営農をするということで申請が出てきております。

9ページが住宅地図となっております。加持本村の集落を越えた所を、県道を加持川地区の方に入る所から分岐して大方の橘川地区に町道が抜けておりますけれども、その分かれ道の対岸の所の山肌の辺りとなっております。

10ページが詳細図となっております。

11ページが公図、12ページが形状変更での出てきております添付書類として平面図。

13ページが横断図となっております。かき上げをこれぐらいして、レベルのならした土地したいということでの申請となっております。

14ページが現況の写真で、場所が現在現況の方が先に急ぎで形状変更の方の現場

をつつきたいということで、現在、もう工事の方が若干入っておりますけれども。場所が、この赤枠でくくったよりももう少し右側にずれた所にどうなるようです。

最後に 15 ページ、調査書の説明にいかせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率の利用につきましては、譲受人の農地は全て耕作されており、耕作の事業に供すべき農地の全てが効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者として、ご本人さん、奥さん、息子の 3 名となっております。

所有機械は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、防除機 1 台となっております。

続いて、第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり、適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましては、こちらは信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号の農作業常時従事として、譲受人は農作業を行う必要がある日数については年間 220 日ということで、町の下限日数を割ることはございません。

続いて、第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地として下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めて 1 万 5,174 平米、151.74a ということで、下限面積は割りません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であることから、転貸には該当はいたしません。

最後に、第 2 項第 7 号の地域調和につきましては、所有権移転後は柑橘の栽培を予定するため、周辺の農地への影響はないと考えられます。

こちらにつきましては、先ほどの説明と重複しますが農用地区域内となっております。利用権の設定につきましてはございません。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 その〇〇〇〇さんですが、以前はお父さんが集落の方におったがですが、息子さんの〇〇〇〇さんが管理しているということで、それが許可を得たら、この形状変更にしたいということで。

ほんで、下に広い田んぼが、圃場者がおるんですけど、その 2 つの農用地の方を同意を得てちょっとかさ上げすると。

荒れた土地を耕作してくれるというので、僕としてはいいんじゃないかとは思ってますけど。

議 長 今、〇〇委員の方でも説明がありました。この件につきまして何か質疑・質問

等ある方、挙手願います。

〇〇委員 〇〇〇〇さんいうたらどこの人？
(やりとりあり)

議 長 これは、左側の道みたいないけど。ここは道じゃないか？違うか？土地なが。
畑じゃないか？

〇〇委員 以前田んぼやった所やね。

議 長 この場合は、その 3 条が許可あり次第ということよね。そうやないと形状変更
できなあね。何か、ほかに質問・質疑はありませんかね。3 条の許可あり次第、形
状変更するということであるそうですが。
この〇〇〇〇さんはあれやろか、柑橘類を植えるということやけど、そこは間違
いないうか？

〇〇委員 うん。そこは間違いない。

議 長 何かありませんかね。かさ上げして柑橘を植えるということですが。
(質疑等なし)

それでは、3 条の許可申請、ならびこの形状変更。まあ 3 条の許可があり次第
形状変更ということで、もう一括して承認を受けたいと思いますが。

この件につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。

議案第 2 号は承認をされました。

続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、いつもの別冊の資料をお手元をお願いします。

表紙をめくりまして 1 ページをご覧ください。

整理表を上から順に説明をさせていただきます。

まず上から、2-110 (大方 2-110)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇
さん。

設定期間としましては、令和 2 年 12 月 8 日から令和 74 年 12 月 7 日までの 5 年間
となっております。

設定をする土地につきましては、奥湊川の字上松木 3999 番、同じく、字上松木
4000 番。

現況としまして、両筆とも田の、農用地区域内の農地となっております。

3999 番につきましては面積 1,812 平米、4000 番につきましては 1,290 平米。

どちらも作物としましては水稲ということで、賃貸借契約の、〇〇〇〇となっております。

続いて、2-111 (大方 2-111)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続いて、2-112 (大方 2-112)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-113 (大方 2-113)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-114 (大方 2-114)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-115 (大方 2-115)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-116 (大方 2-116)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-117 (大方 2-117)、〇〇〇〇さん。

以上の貸付人の方から、借受人としまして〇〇〇〇となっております。

設定期間につきましては、全ての筆につきまして令和 2 年 12 月 7 日から令和 12 年 12 月 6 日までの 10 年間の設定となっております。

利用権を設定する土地につきましては、上から、

出口字新大谷 3263 番、畑、農用地区域内の 964 平米。

続いて、出口字新大谷 3264 番、畑、農用地区域内の 904 平米。

続いて、出口字新大谷 3274 番、畑、農用地区域内の 1,794 平米。

続いて、出口字新百谷 13032 番、畑、農用地区域内の 327 平米。

続いて、出口字新百谷 3033 番、畑、農用地区域内の 399 平米。

続いて、出口字新百谷 3034 番、畑、農用地区域内の 1,027 平米。

最後になりますが、続いて、出口字梅ノ木谷 850 番、畑、農用地区域内の 2,505 平米。

以上、反あたり〇〇〇〇の、内容の作物としましては果樹ということになっております。

以上、貸付人から県の農業公社を経由しまして、その後〇〇〇〇と利用権を設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定するということになっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。この件につきまして質疑ある方は挙手願います。

〇〇委員 ミカンはブントン？

議 長 多分、〇〇〇〇やけんブントンやないろうか。

〇〇委員 一ついいですか。経営面積いうところがありますがね、この1ページのところ。
まあ言うたら〇〇〇〇の分を見積もってやけんど、〇〇〇〇が39ヘクいうこと？

事務局 ではないです。結局ここの数字は、〇〇〇〇さんの黒潮町内での農地を借りてる面積になります。

議 長 これは新規になっちょうけんど、その〇〇〇〇を通じて新規になっちょうが？
今までも植えちょうが？

事務局 今回、完全な新規が、確か一番最後の〇〇〇〇さんの所だけが今回新規で、それ以外は昔の保有合理化事業で契約をしたものが今回切れて再設定の意味合いがあるんですが、ちょっと事業が今、中間管理事業とちょっと違うので新規扱いとさせてもらっておりますけど、実際のところ2-111から2-116まではほぼもう再設定、継続した事業となります。

議 長 これは国営農地よね？

事務局 国営ですね。全て。

議 長 何か、質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきまして承認をされました。

議案が終わりましたので、記録をいったん止めます。

(午後2時30分終了)